

第3回瑞浪市地域福祉計画推進委員会 会議録

- 1 **開催日時** 令和元年11月28日(木) 9時30分～10時20分
- 2 **開催場所** 瑞浪市役所 2階大会議会室
- 3 **出席委員** 足立賢治会長、田中定副会長、小栗正大、鈴木久夫、石井知美、伊藤明芳、築山さつき、別府利子
- 4 **事務局** 加藤民生部長、兼松社会福祉課長、宮地厚生援護係長
(同席：計画策定支援) ぎょうせい 堀内

【事務局】 それでは、議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。瑞浪市地域福祉計画骨子案となります。また、委員14名中8名出席のため、会議が成立します。

【委員長】 会議が成立とのことですので。それでは資料について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (章ごとに資料説明)

10ページのかっこ4の、本会議の会議の名前ですけど、地域福祉計画策定委員会となっておりますけども、『推進委員会』でございますので、修正させていただきます。

【委員長】 レジューメにも、推進委員会となっておりますので、10ページのカッコ4、瑞浪市地域福祉計画策定、のところを、『推進委員会』に、変更になります。それではないようですので、第2章の説明をお願いします。

【事務局】 (資料説明)

【委員長】 差し替えが入るのはどの辺の資料になりそうですか。

【事務局】 具体的には、まずかっこ5番の22ページですね。社会福祉関連の施設などの状況というところで、これが31年の3月末時点ということになっておりますけれども、この10月1日から包括支援センターが市から委託をされまして、市内の2カ所に設置をされたということで、今後の福祉の大きな変更になってくる状況になりますので、最新の状況を反映したいというところがございます。あとは、例えば人口の情報であるとか最新のものが、掲載の時点で載せられるものについては載せていきたいと思っております。

【委員長】 すみません、24ページのカッコ2の、『自殺者数の推移』というのは、前回入っていましたか。

【事務局】 前回にはありません。これに関しましては今回、自殺対策計画を含むということになりますので、追加させていただきました。

【委員】課題といえば、やっぱり人口の問題が一番の大きな課題になるわけですので、高齢化になっていくという問題だろうと思うんですけども、もう一つ、区長会の中でも問題になるんですけど、自治会加入率、ここが、やっぱりだんだんと落ちているのがあります。社会情勢の変化というか、移住っていったらおかしいですけど、外部からの人たちが入ってアパート生活がというところが、自治会加入の率が低いということと、その加入率、一世帯の中で世帯分離して入ってないというところがあって、一概に加入率だけで実際に加入されてないというふうにはいえないというところはあるとは思いますが。昔でいえば5人組だとかっていうものがありまして、やっぱり地域で互いに助け合う、そういう体制ができていたんですね。今はそういう、隣は何をする人かというぐらいな形で、なかなか関心が薄れてきたというところもあるんです。まず問題は市から上げていかないと、この福祉の問題だけじゃなくて、全ての行政においてここが一番の根幹になって、これを上げていかないと、ごみの問題にしても何にしても、大きなあれになっていくと思うんですね。ですから、その加入率の向上、加入率を上げるというところがこの地域の問題です。

【事務局】そうですね。それに関しましては、総合計画にも入っているかと思いますが、市として、全体として、自治会加入ってというのは本当に推進をしていかないといけない部分です。けれどもやはり、ご承知かと思いますが、そこは強制できない部分もあって、どうやっていくかというのは、非常に課題だと認識をしているところです。ですので、ちょっと具体的に、まだ体系までのものしか示されておりませんが、そのあとに自治会加入に関する取り組みというのは当然入ってくる項目になってきます。

【委員長】今のご指摘がどれだけ反映されるかは別としても、声がここで上がったということですね。

【事務局】そうですね、はい、十分、認識をさせていただきます。

【委員】27ページのかっこ1番の一番下の部分になるんですけど、最後、下から3行目のところで『地域包括支援センターを中心とする総合的な相談窓口の設置も視野に入れながら』という記載があるんですけど、これはどういったことを想定しておられるのでしょうか。地域包括支援センターは先ほども話があったように、市内2カ所設置ということで、外部委託が、今年10月からされておりますので、この辺はどういうイメージになってくるのかなと。『全庁的に推進していく』という記載になっているんですけども。

【事務局】国のほうの考えとして、包括的な支援体制っていうところで、地域包括っていうところが出ています。ただ、瑞浪市においては外部に委託をしているというところで、なかなか、市が直接包括支援センターをやっているわけじゃ

ないところの問題はあるかと思います。ただ、包括支援センターで、例えば、出てきた高齢者のご家族の問題であるとか、いろんな部分、それ以外の問題っていうのは当然あると思うんですね。そういった部分もしっかり市につながりというような仕組みも含めている。『中心と』したという部分は、再検討させていただきたいと思います。そういった連携をしっかりとっていくということは考えていかないといけないと思っていますので、この部分については再検討ということで、させていただきたいと思います。

【委員長】今、再検討ということが出ました。要するに、最後に言われたように、連携を強化しながら、というニュアンスなのか、中心としてこれまで以上に全庁的に推進という形なのかってことはちょっと違ってきますので。

【委員】それでも、既存の地域包括をイメージされているのか。それとは別に行政としてその相談を対応した地域包括という別の包括をイメージしておられるのか。

【事務局】その部分だけ、一度訂正させていただいて、どちらにしても最終の案が出てくる段階では、ここの部分の修正を一度、検討させていただきたいと思っています。

【委員長】はい。ここに書いてある地域包括支援センターそのものがそういう動きだとして出てきていますので、ここは、要検討ということで。

【委員】特に、南と北にこの包括支援センターが分かれたのですが、これを各それぞれの住民が自由にそれを認識してそれを活用しうることができておるかなと思っています。この間もちょっとした、「えっ。そんなことになったの」なんて言うがあるので、しっかりとPRしてもらうことも重要じゃないかと思うんです。

【委員】今ご質問の件に関して、今回の計画とはちょっと離れたところになるんですが、10月から開始したということで受託事業者として、市民の皆さんへの周知を行わせていただいています。当然、市のほうも委託に入る前に広報誌とかいろんなところに出掛けていただいで…。

【委員】見とらんでいうて。

【委員】周知には努めていただいています。ただ、まだ伝わっていない部分もあろうかと思っていますので、これからも周知をさせていただこうと思います。

【委員】それに関して、今までそれは包括支援センターでこれだけのことをやっとなってということですが、南と北に分かれて従来どおりのこと以外になるか、新たなそういうものを含まれておるんですかね。

【委員】基本的には今までと変わりません。ただ身近なところに設置していただいたということですので、よりきめ細やかな相談支援ができるように努めたいと思っています。

【事務局】(資料説明)

訂正になりますが、『計画の基本的視点』ということで、『次に掲げる5つの原則に基づき』となっていますが、6つになりますので、お願いします。

【委員長】第3章全般でご質問をどうぞ。

【委員】貧困家庭について、それに付随して、こども食堂とか何とかあって、多治見のほうでそういうのをやっておるといふふうに聞きましたけど、これについて、瑞浪市は何か考えがありますか。

【事務局】瑞浪市におきましても、現在1カ所ですけれども、ほぼ毎月開催をさせていただいております。で、これにつきましては、今年度から市で補助金制度をつくりまして、1団体で行っていただいております。

【委員】そうですか。

【委員長】他にどうぞ。ちょっと今、私、確認ですが、33ページですよ、ここってカッコ4、ありませんかね。

【事務局】カッコ4につきましては、具体的な内容も検討しつつ、ここについて次回で済みません、追加をさせていただきたいと思います。

【委員長】入ってきますね。

【事務局】はい、入ってきます。

【委員長】特に35ページに関わって、追加された内容のところがありました。そして、主に国の方針ということも加わりましたけれど、瑞浪市として、なるほどこれは大事だなという、そういう市としてのいい方といますか、35ページの追加事項に関わって、市としての言葉で何かご指摘していただければいいかなと思うんですが。

【事務局】はい。説明をということですね。市としての。

【委員長】思いだけで結構ですけど。あと、国側の変更があつて…。

【事務局】国から求められているという状況があるというところは当然ありますけれども、特に『制度の狭間』という部分で、カッコ1の部分ですね、『分野横断的な支援』という部分、直させていただいておりますけれども、この中で、最近ですと引きこもりなどの問題がクローズアップされていたりとか、このあとの自殺の問題っていうのもありますけれども、要は、今までの障害であるとか高齢であるとか、そういった分野以外の部分で、市としての体制としてもなかなか定まっていなかった部分っていうのはありました。そういった部分につきまして、受けられる体制をしっかりと取っていかないといけないというのは、市としてもしっかりと認識をしておりますので、その辺の体制を考えていきたいということでございます。

【委員長】今の言葉の35ページのカッコ1の方向性、マル2の『制度の狭間の問題』ですね、この『狭間』という言葉は、普通よく使われるんですかね。今、広

辞苑で見たけどもピンとこない。

【事務局】国の資料の中に出てくる言葉で。

【委員長】国が使ってるんですか。

【事務局】『制度の狭間の問題への対応』というところが、先ほど示させていただいた、国が示す記載すべき項目ということでもあります。

【委員長】一般的な、普通の言語感覚でいうと、なんかちょっと変だなとは思いました。

【委員】それから、この『ボランティアの育成』ということですけど、これについて、災害の発生した場合にボランティアがどういうことをするこういうことをするというところをある程度指導するというか、指示するとか、そういうことはある程度決められているかというか、そのものはどういうふうになるんですか。

【事務局】災害ボランティアということではよろしいでしょうか。

災害ボランティアに関しましては、県のほうが各市に対して、何かあったときに受け入れ体制をしっかりと取りなさいということで、日頃から、例えば防災に関する災害救援ボランティアというボランティア団体が立ち上がっていたりであるとか、防災会という、防災士さんの集まりがあったりします。そういった機関との連携というのを今後しっかりと取っていきたいということで、県からそういう話もございまして、市としてもやっていきたいというふうに思っております。そういったところで何かあったときに受け入れられる体制ですね、そこをしっかりと日頃からやっていく必要があると認識しておりますので、その部分も、今後考慮させていただきたいと思います。

【委員長】感想ですけど、やっぱり、29ページの『視点』のところ、追加されていいながら、結構被っていますね。『公民協働』であったり『住民参加』であったり、独立しているようで、結構かぶっているんですね。ここは視点ですからやむを得ないと思います。いろんな視点で。ただし、34、35からは、きちっと分けて上げやすく、書き直ししないといけないということなので、ベースとしては一般理論から今後文書として書くのかという。ただ34以降の、基本目標の1、2、3、4として、市の方針と政策の方向性について、これから詰めていくということになるということですね。

【事務局】はい。具体的な取り組みをこの後ろに付けていくということ。

【委員長】ここは大枠ですので。ここまでの確認ができれば終わりますがどうでしょうか。よろしいですか。じゃ、今後ここをベースに文書作成になりますのでよろしく願います。まだ先はあると思いますが、これで終了いたしますので、お返しします。

【事務局】今回は素案を、1月中旬くらいを目途に作成する。

以上